

令和4年度第4回浦安市介護保険運営協議会議事録

1. 開催日時 令和5年3月22日(水) 午後1時15分～午後3時

2. 開催場所 浦安市役所4階 災害対策本部室

3. 出席者

(委員) 櫻井委員(会長)、岡崎委員、高橋(哲)委員、笠井委員、相原委員、吉田委員、石川委員、助川委員、宮田委員、浅井委員、グスタフ ストランデル委員

(事務局) 高梨福祉部長、並木福祉部次長、春田高齢者福祉課長、斉藤高齢者包括支援課長、八田中央地域包括支援センター所長、築地介護保険課長、森健康増進課長、森林中央地域包括支援センター副主幹、松本浦安駅前地域包括支援センター所長、富永新浦安駅前地域包括支援センター所長、浅地高洲地域包括支援センター所長、青野富岡地域包括支援センター所長、多田係長、山田係長、江副係長、荒木係長、渡邊副主査、園田主任保健師、瀬能尾主任主事、荒井主事

4. 進行

1. 会長あいさつ

2. 議題

- (1) 高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画策定のためのアンケート調査結果について
- (2) 介護保険制度の見直しの動向について
- (3) 令和4年度第1号介護予防支援事業及び指定介護予防支援事業委託追加事業者の承認について
- (4) 令和5年度第1号介護予防支援事業及び指定介護予防支援事業委託(案)について
- (5) 看護小規模多機能型居宅介護サービス提供事業者の選定について
- (6) その他

3. 閉会

5. 会議経過

議題(1) 高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画策定のためのアンケート調査結果について

事務局より資料に沿って説明

委員：重点施策3に係る達成指標「周囲に自分が認知症であることを伝えても良い」と

ということが、市として達成すべき目標なのか？また重点施策6の達成指標「人生の最後の期間を自宅で療養したい」ということも同様か？

事務局：本市では、認知症になっても安心して暮らし続けることができるまちになるよう、認知症条例を制定しました。非常にセンシティブな内容ですが、将来、誰もが当事者になりうる可能性があることから、認知症に対する偏見がなくなり、認知症になったことを隠さず伝えていけるような社会を作っていければと考え、当目標を設定しました。自宅療養についても、希望する方が希望する介護を受けられるようにと考え、設定したものです。

議題（2）介護保険制度の見直しの動向について

事務局より資料に沿って説明

委員：介護保険制度に関する国の動向について理解したが、市は国の方針に沿って制度運営を行っていくのか？

事務局：サービス利用料の自己負担割合など、介護保険制度の根幹に関わるようなものについては、国の方針に従うべきと考えます。一方で例えば新サービス創設時などに、当該サービスを市として推進していくかについては随時、判断してまいります。

委員：行政サービスの各分野で、国は最低限の基準を示し、市の判断で上乘せ事業を行うケースがある。それらもふまえて今後、市の方針や事業の計画策定を令和5年度中に行い、当協議会にも情報提供されるのか？

事務局：ご意見のとおりです。

議題（3）令和4年度第1号介護予防支援事業及び指定介護予防支援事業委託追加事業者の承認について

事務局より資料に沿って説明し、質疑等、特になし。

議題（4）令和5年度第1号介護予防支援事業及び指定介護予防支援事業委託（案）について

事務局より資料に沿って説明

委員：これらの事業所はデイサービス事業も実施しているのか？

事務局：利用者の方がデイサービスを希望される場合、資料に記載の委託先事業所等にサービス利用計画作成を依頼し、当該計画にもとづいて各デイサービス事業所を利用する流れとなります。

議題（５）看護小規模多機能型居宅介護サービス提供事業者の選定について

事務局より資料に沿って説明

委員：応募した事業者や、類似サービスである市内の小規模多機能型居宅介護事業所の数は？

事務局：応募は１社で、小規模多機能型居宅介護事業所は３か所です。

委員：小規模多機能型居宅介護は使い勝手の良いサービスと認識している。デイサービスや訪問介護等の各サービスを必要に応じ、組み合わせて利用するのがケアマネジメントの原則だが、緊急にショートステイが必要な時など、急なサービス提供の確保は課題である。小規模多機能型居宅介護は通い・訪問・泊りのサービスを柔軟に組み合わせて利用できる。選定した看護小規模多機能型居宅介護も、使い勝手の良さを市が周知していけば良いのではないか。ケアマネジャーによる給付管理から当該事業所の給付管理に変更となる事が利用者確保における課題だが、利用者の適切なサービス利用について、ケアマネジャーとの共通理解が大切である。

事務局：看護小規模多機能型居宅介護事業所１事業所を指定し、既存の小規模多機能型居宅介護事業所とすみ分けがされます。医療依存度が高い場合でも介護サービスの選択肢が広がります。

委員：一般的に小規模多機能型居宅介護は経営が不安定と言われるが、人材・スキル・ICT化等が事業所経営には重要である。利用者側の使い勝手と、サービス提供側の経営面でのメリットが共存するような制度設計が望ましいと考える。

議題（６）その他

今後の開催時期について事務局より説明

6. 問い合わせ先

福祉部 介護保険課 保険料係 担当 山田・田中
電話 047-712-6403 内線 15505・15506